

「原発は止めない」が 最高裁の意思だった

「とうとうきたかという感じでしたね。しかも、こんなに早く。原発の集中立地の恐怖がこうしたことになるかということであらためて痛感しました」

3・11から間もなく1年がたとうとしていた今年の2月上旬、滋賀県彦根市の事務所で、井戸謙一弁護士は昨年の東京電力・福島第一原発の事故を知ったときの気持ちをこう語った。井戸氏は昨年3月に裁判官を退官し、弁護士に転身したが、金沢地方裁判所の裁判長だった2006年3月24日、能登半島にある北陸電力・志賀原発2号機（石川県志賀町）の運転を差し止める判決を出していた。

1970年代以降、全国各地で原発立地周辺の住民らが原発の運転差し止めなどを求める裁判を起こしている。住民側勝訴の判決が出たのは、高速増殖炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）の設置許可無効を求めた裁判の控訴審判決（03年1月、名古屋高等裁判所金沢支部）に次ぐもので、稼働中の原発を差し止める判決は全国唯一のものだ。その判決文の一部にはこう書かれている。

「想定を超える地震動を起こす地震が発生する具体的な可能性がある。その際、非常用電源の喪失、

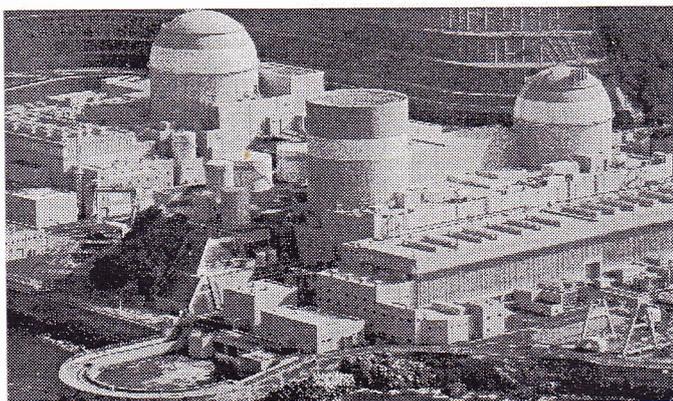
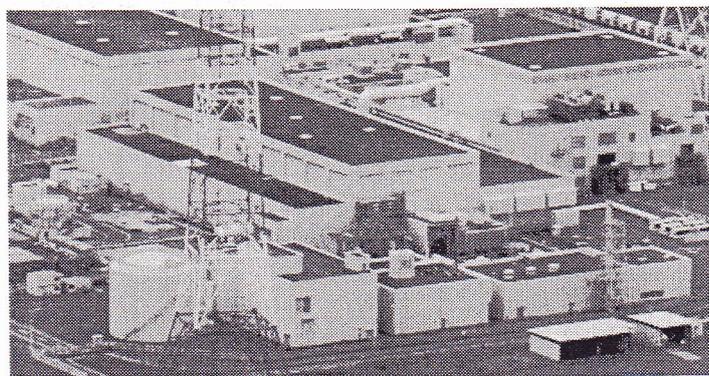
配管の破断などの可能性があり、

最後の砦であるスクラム（緊急停止）の失敗も考えられ、炉心溶融（メルトダウン）事故の可能性もある。様々な故障が同時に、あるいは相前後して発生する可能性が高く、周辺住民が許容限度を超える被曝をする可能性がある」。

福島原発の事故では、想定を超える地震による津波で非常用電源が失われ、メルトダウンへ至ったとされる。判決文では津波被害は想定していないものの、巨大地震によって原発事故が起きた場合、どのような被害が出るかを正確に予見していたといえるだろう。

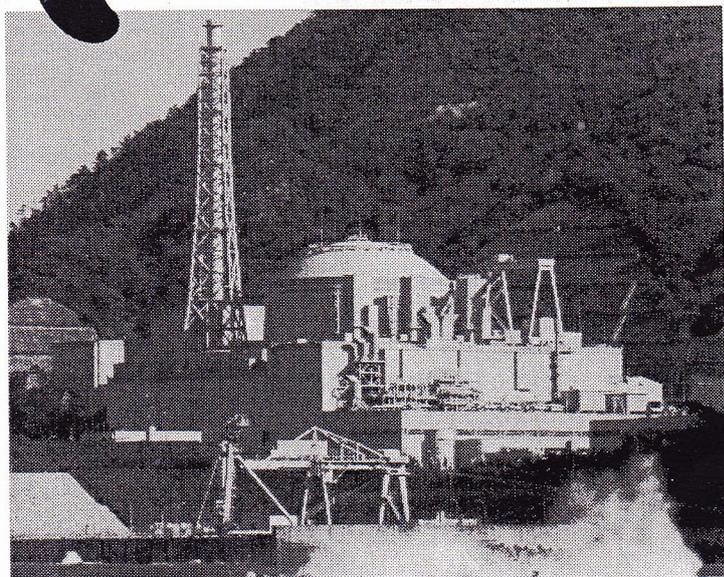
「志賀原発では設計時の想定を上回る地震が予想され、耐震設計の妥当性に問題がある以上、原発を止めざるを得ないという判断でした。ごく当たり前の判決だったと思っています」と、井戸氏は冷静に語る。

実際、この判決以前、原発が設計時の想定を超える地震に見舞われる可能性があることはすでにわかっていた。05年8月の宮城県沖地震（M7.2、最大震度6弱）では、東北電



総局が歪んでいる!

司法のトップの意向が原発事故につながった? 1970年代から原発の運転差し止めなどを求めて、日本各地で起こった「原発訴訟」。その歴史を検証すると、不可解な裁判長の交代や、原発のリスクを過小評価するなど、司法のトップが、国策として推進されてきた原発を後押しし、裁判自体を歪めてきた実態が浮かび上がる。このままじゃ、「第2の福島」が起こる!



カ・女川原発（宮城県女川町）が設計時に想定された地震動の1.3倍の揺れで自動停止していたのだ。

しかし、井戸氏の判決はその後、名古屋高裁で破棄され、最高裁判所でも原告の上告は棄却された。

歴史に「もしも」は禁物だが、井戸氏が出した判決が上級審で取り消されず確定していたら、全国の原発の安全審査や地震対策に大きな影響を与えたはず。福島原発事故の被害も軽減されていたのではないだろうか。

そして、井戸氏の判決以後、「地震列島」の上に建設された原発の運転を差し止める判決は一切出ていない。東海地震の震源域の真上に建ち、「最も危険な原発」といわれる中部電力・浜岡原発（静岡県御前崎市）でさえ、静岡地裁はあっさり住民側の請求を棄却しているのだ（07年10月）。

「浜岡原発は誰が見ても危ない原発です。志賀原発に続く第2、第3の差し止め判決が出るかと思っ

ていましたが……結局、出なかつたですね」（井戸氏）
原発訴訟は科学的な論争が行なわれるため、裁判官にとっても非常に難しい案件である上、原発は「国策」として推進されてきた。井戸氏は「当たり前前の判決だった」と語るものの、運転差し止めの判決を書くことには相当なプレッシャーを感じたという。

しかも、日本の裁判官は自らの

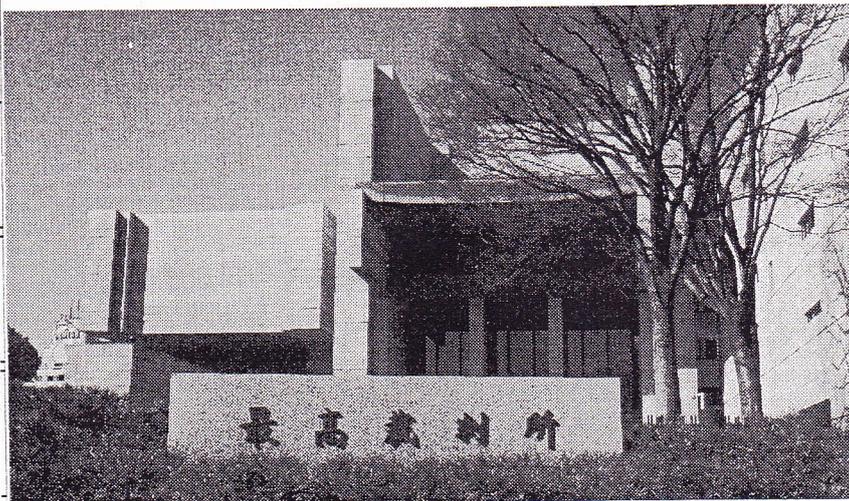
判決が最高裁にどう映るかを常に意識せざるを得ない。

本誌が09年秋の連載記事、そして今年2月13日号でも報じたが、裁判官は、全国の裁判官の人事権を握る最高裁判務総局のエリート裁判官、「司法官僚」によって長年統制を受けてきた。最高裁の判決に逆らった判決を書いた裁判官は、東京や大阪といった大都市の裁判所に勤務することは許されず、地方の裁判所やその支部を転々とする。ポストや昇給でもほかの裁判官に後れを取る。その結果、常に上（国や最高裁）ばかりを意識する、多くの「ヒラメ裁判官」が生まれ、裁判が歪められるというわけだ。

実際、井戸氏自身、志賀原発差し止め判決後、ある酒席で同僚裁判官から冗談めかしてではあるが、「干されるぞ」と言われたという。人事などを含め、井戸氏がその後、不利益な扱いをされることはなかったが、同僚からこうした発言が出ること自体、最高裁や国に逆らう判決を出せば、人事で冷遇されるのではという意識が裁判官にあることを物語っているのだ。

「なぜ、第2、第3の差し止め判決が出なかつたのでしょうか」。筆者の質問に、井戸氏はしばらく考えて、こう答えた。

「原発は止めない」という最高裁の意思を感じます……」



全国の裁判、裁判官を意のままに操る最高裁

徹底追及!
不可解な
裁判長交代劇、
原発の潜在リスクを
過小評価……。

最高裁判所 原発訴訟を 事務を

司法トップとエリートが
原発推進をバックアップ!?

日本原子力発電・東海第二原発訴訟の 控訴審(東京高裁)での歴代裁判長の経歴

(1985年7月5日控訴、2001年7月4日原告の控訴棄却)

主要参考資料:『全裁判官経歴総覧』(公人社)

太字は最高裁事務総局勤務、最高裁調査官、司法研修所など、エリート裁判官のポスト。〈〉内は裁判部門以外の人事

担当
裁判長

出身大学

経歴

田中永司 ◎たなか えいし
東大
1949年11月 千葉地・家裁判事補
1952年5月 東京地裁
1959年11月 旭川地・家裁判事
1960年4月 最高裁調査官
1968年10月 東京高裁
1970年7月 東京地裁部総括判事
1976年5月 〈甲府地・家裁所長〉
1979年2月 東京高裁部総括判事
1987年4月 依願退官

奥村長生 ◎おくむら ながお
東大
1954年4月 福岡地・家裁判事補
1958年6月 〈書記官研修所教官〉
1964年4月 札幌地・ 家裁室蘭支部長
1967年4月 最高裁調査官
1972年4月 東京地裁判事
1974年4月 東京地裁部総括判事
1985年8月 〈岐阜地・家裁所長〉
1987年4月 東京高裁部総括判事
1992年12月 定年退官

桜井文夫 ◎さくらい ふみお
東大
1959年4月 大阪地・家裁判事補
1962年4月 旭川地・家裁
1964年4月 〈最高裁事務総局 総務局付〉
1969年4月 青森地・家裁判事
1970年4月 〈最高裁事務総局 人事局付〉
1970年6月 〈最高裁事務総局任用・ 調査課長〉
1978年4月 東京地裁部総括判事
1981年2月 〈最高裁事務総局秘書・ 広報課長〉
1984年9月 〈最高裁事務総局 人事局長〉
1992年12月 東京高裁部総括判事
1994年2月 〈司法研修所長〉
1997年1月 〈広島高裁長官〉
1997年10月 〈東京高裁長官〉
1999年4月 定年退官

加茂紀久男 ◎かも きくお
東大
1959年4月 大阪地・家裁判事補
1962年5月 青森地裁弘前支部
1965年5月 〈最高裁事務総局 民事局付〉
1969年4月 釧路地・家裁判事
1970年3月 東京地・家裁
1973年4月 広島高裁松江支部
1977年4月 最高裁調査官
1982年4月 東京高裁
1991年4月 〈山形地・家裁所長〉
1994年3月 東京高裁部総括判事
1999年2月 定年退官

涌井紀夫 ◎わくい のりお
京大
1966年4月 東京地裁判事補
1969年4月 〈最高裁事務総局 刑事局付〉
1972年4月 旭川地・家裁
1975年4月 東京地裁
1976年4月 〈最高裁事務総局 行政局参事官〉
1977年5月 〈最高裁事務総局 行政局2課長〉
1979年7月 〈最高裁事務総局 行政局1・3課長〉
1984年4月 〈最高裁事務総局 給与課長〉
1988年4月 東京地裁部総括判事
1992年6月 最高裁上席調査官
1993年11月 〈最高裁事務総局 総務局長〉
1998年1月 〈前橋地裁所長〉
1999年2月 東京高裁部総括判事
2001年2月 〈司法研修所長〉
2002年9月 〈福岡高裁長官〉
2005年5月 〈大阪高裁長官〉
2006年10月 最高裁判事
2009年12月 死亡

裁判官の経歴を見れば、エリート(ヒラメ)裁判官かどうかは一目瞭然。桜井氏と涌井氏は、ほかの3人の裁判官に比べて、エリートポストを歴任していることがわかる

最高裁の意を受けた 送り込み人事

では、原発訴訟はどう変遷してきたのだろうか。その歴史を検証

いた。後述するが、井戸氏の言う最高裁の意思に沿う判決が出続け、危険な原発が運転され続けたとすれば、政府、電力会社、御用学者など原発を推進してきた、いわゆる「原子カムフラ」を、最高裁が司法の面から支えてきたことになるのではないか。

した(左ページの表を参照)。結論からいうと、最高裁による裁判官統制の痕跡がうかがわれ、裁判官の

「不自然な」交代劇などがあつたのである。

日本で最初に国の原発設置許可取り消しを求める裁判が起こされたのは四国電力・伊方原発1号機(愛媛県伊方町)で、1973年8月のことだ。松山地裁での5年近い審理では国の安全審査がずさんだったことが明らかになり、国側が守勢に立たされることもあつたという。

劣勢に立たされた国側は「設置許可は国の判断に任されているのだから、住民には裁判に訴える資格(原告適格)はない」と主張し始め、当時の朝日新聞は「この主張は」守勢に立たされた国の最後の切り札と見られないこともない」と報じた(78年3月25日付)。そして、そのひと月後の78年4月25日、松山地裁が下した判断は「請求棄却」、国側勝訴だった。

ところが、この裁判は判決に至る過程で不可解なことが起こっている。判決を言い渡したのは、証人尋問など審理の重要な部分を担当した村上悦雄裁判長ではなく、松山地裁の所長だった柏木賢吉裁

判長だったのだ。

原発の安全審査や設置許可が妥当かどうかをめぐる裁判は、科学的な専門知識をもとに技術論争が行なわれる。裁判長も審理を通じて知識を蓄積する……が、判決を下した裁判長は審理に関わってこなかった地裁のトップ。

「もんじゅ」訴訟や浜岡原発訴訟などの原告弁護士団に加わり、『原発訴訟』(岩波新書)の著書がある海渡雄一弁護士が語る。

「実質的な審理に携わっていない裁判長が判決を言い渡したのはかなり異例のことだと思います。村上裁判長の交代が定期の人事異動だったのかどうかはわかりませんが、しかし、異動時期を遅らせてでも判決まで担当させる前例もあります。中部電力・浜岡原発訴訟の第一審では、すでに異動期を過ぎていた裁判長が判決まで担当しました」

こうした事例は伊方訴訟だけではない。日本原子力発電・東海第二原発(茨城県東海村)をめぐる裁判の控訴審(東京高裁)は85年から実に16年もの長期に及んだ。5代にわたる裁判長が担当することになったのだが、原告の主張に対し、まともに反論しようとならない国側の姿勢を追及した裁判長の後には必ず、最高裁事務総局勤務などを経験したエリート裁判官が担当しているのだ。

そのエリート裁判官のうちのひ



志賀原発2号機の運転差し止めを求める裁判では原告が勝訴(金沢地裁)。稼働中の原発を差し止める判決は唯一



写真上の裁判で運転差し止めの判決を書いた井戸謙一氏(現在は弁護士)。この判決を書くことには大きなプレッシャーを感じたという

姿勢がみえみえでしたね」

「われわれの主張に割と理解を示してくれた裁判長の後は必ずエリート裁判官が来ました。そして、証人尋問が始まる、裁判の大詰め時期に来たのが涌井さんでした」(伊東氏)

01年7月4日、涌井裁判長は、原発の危険性について、普通の裁判では考えられないほど高い立証責任を住民側に課して控訴を棄却する判決を下した。

また、東京電力・柏崎刈羽原発1号機(新潟県柏崎市)の設置許可取り消し訴訟の控訴審(東京高裁)では、裁判官3人が一斉に代わるという前代未聞のことが起きた。伊東氏が続ける。

「この裁判でもそろそろ証人尋問に入ろうかという時期に、いきなり担当していた部が変わり、裁判官全員が代わってしまったので

もともと担当していたのは民事第3部でしたが、この部が知的財産権問題を専門に扱う部になったので、新しくできた民事第24部が担当になったということでした。そして、その第24部の裁判長

が大喜多啓光さん。法務省の訟務検事(国が訴えられたときの国側の代理人となる検事)の経験がある人でした。審理の重要な局面で裁判官全員が交代し、しかも訟務検事を経験した裁判長に担当させ

るなんて、ちよつとひどいんじゃないかと思いましたが。明らかに異常な交代だったと思います」伊東氏が係属部の変更の話を書いたのは03年3月のことだが、その2カ月前には「もんじゅ」の控訴審で住民側勝訴の逆転判決が出ていたことを考えると、裁判官の一斉交代はタイミング的に疑問を持たれてもおかしくはない。

最高裁事務局による裁判官統制の問題に詳しい明治大学政治経済学部の西川伸一教授が語る。

「イレギュラーな裁判長交代の場合、送り込み人事の可能性がにあります。国に有利な判決を出すために、最高裁が適任者を送り込むのです。その裁判官に最高裁の意向が明確に伝えられるわけではありませぬ。ですが、あ・うん、の呼吸でそれを推し量ると思われ

ます」最高裁事務局勤務が長いエリート裁判官であればなおさら、言葉にしなくても最高裁の意向はわかっているはずだ。しかも、原告訴訟のように社会の注目を集める裁判は、最高裁によって「報告事件」に指定され、担当裁判長は裁判の進行状況を最高裁に報告しな

主な原発訴訟の流れと原発事故の年表

1973年 8月27日	四国電力・伊方原発1号機の設置許可取消訴訟が提訴(松山地裁)。
1976年 10月	裁判官「会同」で最高裁事務局行政局が「原発で排水管の破断などの事故が起る確率は極めて低い」との見解を示す。
1978年 4月25日	四国電力・伊方原発1号機の設置許可取消訴訟で、松山地裁は原告の請求を棄却する判決。
1979年 3月28日	判決言い渡しは証人尋問など審理の重要な部分を担当した村上悦雄裁判長ではなく、柏木賢吉裁判長だった。
1986年 4月26日	米国スリーマイル島原発で炉心溶融(メルトダウン)事故。
1988年 10月	旧ソ連のチェルノブイリ原発で爆発事故。
1992年 10月29日	裁判官「会同」で最高裁事務局は原発訴訟の審理について「専門技術的な知識を持つ行政庁のした判断を一応尊重して当たるべきではないか」との見解を示す。
1995年 12月8日	四国電力・伊方原発1号機の設置許可取消訴訟で、最高裁は原告の上告を棄却。「万が一にも放射能汚染などの災害が起こらないよう、国は十分に審査しなければならず、審査の過程で見逃しや誤りや欠落がある場合、設置許可は違法となる」との判断基準を示す。
2001年 7月4日	高速増殖炉「もんじゅ」で二次冷却材のナトリウム漏洩火災事故。
2003年 1月27日	日本原子力発電・東海第二原発の設置許可取消訴訟で、東京高裁は原告の控訴を棄却。原告の主張に対しても反論しない国の姿勢を追及した裁判長の後には必ずエリート裁判官が担当。判決を言い渡した涌井紀夫裁判長は後に最高裁判事となる。
2003年 3月	「もんじゅ」の設置許可無効を求める訴訟の控訴審で、名古屋高裁金沢支部は「設置無効」の住民勝訴の判決。
2006年 3月24日	東京電力・柏崎刈羽原発1号機の控訴審(東京高裁)で、担当部が突然変更になり3人の裁判官が一斉に交代する(2005年11月22日、東京高裁は原告の控訴を棄却)。
2007年 7月16日	北陸電力・志賀原発2号機の運転差し止めを求める訴訟で、金沢地裁(井戸謙一裁判長)は運転差し止めの判決。稼働中の原発の運転を差し止める判決は全国で唯一のもの。
2007年 10月26日	新潟県中越沖地震発生。東電・柏崎刈羽原発が想定を超える地震動に襲われ、変圧器から出火するなどの被害。
2009年 4月23日	中部電力・浜岡原発1・4号機の運転差し止めを求める訴訟で、静岡地裁は原告側の請求を棄却。
2010年 10月28日	東電・柏崎刈羽原発1号機の設置許可取り消しを求める訴訟で、最高裁は原告の上告を棄却。
2011年 3月11日	北陸電力・志賀原発2号機の訴訟で、最高裁は原告の上告棄却。東日本大震災で東電・福島第一原発がメルトダウン事故。

ければならない。つまり、最高裁は実際の裁判の進行状況を逐一把握することで、最高裁の意向に沿うエリート裁判官を送り込むことが可能なのである。

では、最高裁の意向とはどのようなものなのか。高速増殖炉「もんじゅ」の訴訟を考えてみよう。

05年5月、最高裁は名古屋高裁金沢支部の原告勝訴判決（03年1月）を破棄した。しかし、これは92年、伊方原発1号機の上告審で示した最高裁の判断からするとおかしいものだった。最高裁は伊方訴訟でおよそ次のような判断基準を示していたからだ。

「原子炉設置許可では、万が一にも放射能汚染などの災害が起こらないよう国は十分に審査しなければならない。審査の過程で見過せざるを得ない誤りや欠落がある場合は、設置許可は違法となる」

そして、名古屋高裁金沢支部はその判断基準に沿って、二次冷却材のナトリウム漏洩事故（95年）などを起こした「もんじゅ」には「安全審査に見過せぬ誤りや欠落があるので設置許可は違法、

無効」としたのだ。しかし、最高裁はその名古屋高裁金沢支部の判決を破棄した。

なぜこのようなことが起きたのか。つまり、こういうことだ。最高裁は92年の伊方原発の上告審で、国側の安全審査に高いハードルを課した。「もんじゅ」の控訴審ではそのハードルをクリアして

いないので設置許可は無効とし、原発が止まる可能性が出てきた。すると、最高裁は自らの基準を見直し（ハードルを下げて）、「安全審査に誤りはなかった」としたのだ。「原発は止めない」という最高裁の意思」という、前出の井戸氏が語った言葉の意味の一端がここに表れている。そして、その最高裁の意思は、すでに70年代から裁判官に示されていた……。

「重大事故は起きない。最高裁が判決を誘導」

76年10月、行政訴訟に関して全国の裁判官が集まる「会同」が開催された。会同とは裁判官が裁判実務に関して意見交換をする場のことだ。このときは原告訴訟における「原告適格」の問題が議論された。そして、最後に最高裁事務総局行政局の担当者は次のような意見を

述べた。

「原発で排水管の破断などの事故が起こる確率は極めて少ない」

この意見表明について、前出の海渡氏は次のように批判する。

「原告訴訟において、事故が起こる確率が高いか低いかが主な争点のはずです。なのに、最高裁事務総局が、事故が起こる確率は極めて低いと考えていると言ったことが、実際の裁判に影響を及ぼした可能性はないでしょうか」

さらに、88年10月の会同では、最高裁事務総局は原告訴訟の審理について次のような見解も示した。

「裁判所は、高度な専門技術的な知識のあるスタッフを持つ行政庁のした判断を一応尊重して審査にあたる態度をとるべきではないのか」

これでは、「原発で重大な事故が起こる確率は低いし、専門知識を持つ国の機関が審査しているのだから、裁判所は『原発は安全だ』という国の主張を認める方向でいいのではないか」と最高裁が「誘導」しているようなものだ。

前出の西川氏もこう指摘する。

「会同で最高裁の示す見解には一定の『拘束力』があると裁判官は考えています。科学の粋を集めたとされる原発に関する専門的な知識は裁判官にありませんから、最高裁が会同で示す意見をよりどころに判決を出す裁判官がいたとしても不思議ではありません」

そのほうが裁判官にとって楽だし、人事などで不利益を受ける心配もない。そして、最高裁の意向に沿う、「原発は止めない」判決が出続けた……。

「2000年以前には、国側が負ける判決を書いた裁判官がその後、日の当たるポストにつけず、地方の裁判所に配属されるなど、人事上の不利益を受けたことは私も聞いています。原発のような国策は尊重しなければいけないという重しが裁判官の心の中にあつたのかもしれない」（前出海渡氏）

結局、このような最高裁の「統制体質」が一連の原告訴訟に表れ、原発推進という国の政策に司法がお墨付きを与えたと言われても仕方がない歴史が作られた……。では、その統制体質は今はないのか。

前出の井戸氏はこう語る。

「裁判官の処遇の前提となる人事評価は依然としてブラックボックスです。裁判官本人が望めば評価に関する文書が開示されるようになったので、私も一度開示してもらったことがあります。それは表面的なものでした。人事に直結する大事な情報は、その奥に隠されているような気がしますから、裁判官が『お行儀よく』しておいたほうがいいと思ってしまふことはあるでしょう。でも、裁判官が独立した司法の役割を果たす条件は今十分にあると考えています。自分の判決を上で取り消さ

全国の裁判官が集まる意見交換の場「会同」。会同で最高裁が示す見解には一定の「拘束力」があるという



れることを裁判官は嫌がりませんが、それでは裁判官として自分の手足を縛ることになる。上で取り消されることを恐れてはいけない」

裁判官が最高裁を意識せざるを得ない「雲囲気」は依然として残っているという。そして、それは今後の裁判を見れば明らかになるだろう。3・11以前から継続している裁判、3・11以後に起こされた裁判もある。いつ収束するのかわからない福島原発事故という「現実」を前に、裁判官は原発の安全性をどう判断するのか。われわれは注視しなければならない。

しかし、まず最高裁は、裁判をコントロールし、原告の「安全神話」を支えてこなかったのかを自己検証し、国民の前にきつちりと明らかにするべきだ。そうでなければ、「最高裁も原子力ムラの一人だった」と批判されても仕方がない。

ナトリウム漏れ事故を起こした高速増殖炉「もんじゅ」。高裁で設置許可違法の判決が出たにもかかわらず、最高裁は破棄

は原告訴訟における「原告適格」の問題が議論された。そして、最後に最高裁事務総局行政局の担当者は次のような意見を